

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する三重県規則の制定について（概要）

1 規則の概要

本規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号、以下「法」という。）第10条第2項に基づき、国によって定められた三重県におけるくろまぐろの漁獲上限（知事管理量）を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認められる場合にその旨を公表し、くろまぐろをとることを目的とした採捕を停止させることを定めるものです。

2 規則の制定理由

- (1) 国において、平成29年4月にくろまぐろが法第2条第6項に規定する第一種特定海洋生物資源に定められました。
- (2) これに伴い、平成30年7月1日から三重県におけるくろまぐろの漁獲量を法に基づき資源管理する必要があります。
- (3) 三重県におけるくろまぐろの漁獲量が、知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認められる場合に、法第10条第2項に基づき採捕の停止を命令する必要があるため、本規則を制定するものです。

3 規則の内容

- (1) くろまぐろの知事管理量は、国から管理期間が定められ、30キログラム未満の小型くろまぐろ及び30キログラム以上の大型くろまぐろ別に配分されます。
- (2) (1) で割当てられた小型くろまぐろ又は大型くろまぐろの漁獲量が、それぞれの知事管理量を超えている場合、又は超えるおそれが著しく大きいと認められる場合、県はその旨を公表します。
- (3) (2) の公表をした場合、公表があった日から当該管理期間が終わるまでは、当該公表に係る小型くろまぐろ又は大型くろまぐろをとることを目的とした採捕をしてはならないことを定めます。

4 対象となる者

三重県においてくろまぐろを採捕する沿岸漁業者（中型まき網漁業、定置網漁業、釣り漁業及びひき縄漁業等大臣管理による漁業以外の漁業を営む者）及び遊漁をする者